

●著作権等管理事業法に対する意見

1 日本複写権センターの公益性、開放性について

日本複写権センターは、本来、複写権についての唯一の集中的処理機構として設立され、著作権仲介業務法による許可事業として新規参入を制限する独占的性格を有する組織であった。したがって、その設立の主旨からすれば、構成団体、あるいはそこへの新規加入など、開かれたものでなければならなかったはずである。しかしながら、事の経緯は、必ずしもそうではなかった。高額な入会金・年会費は、中小出版者およびその団体にとっては非現実的であり、新規加入を阻むものだった。そのため参加出版社数、委託著作物数とも、発行者、発行物の一部にとどまった。

著作権等管理事業法が施行されたことにより、一部未加入の著作権者、並びに、その代理人に対する日本複写権センターの閉鎖性という問題については、別の著作権等管理事業者を設立するという形で一応の解決の方向が開かれた。

しかしながら、歴史的経緯、利用者の認知度を考えると、日本複写権センターの公的責任は依然として大きいものがある。公益性、新規加入希望者への開放性等、日本複写権センターが解決しなければならない問題は積み残したままであり、入会金・年会費の是正を含め、文化庁が十分留意されるよう要請する。

2 出版分野における著作権の前提とされるべきこと

日本複写権センターの運営にも見られる閉鎖性は、貸与権使用料徴収に関するビジネスモデルの構築（貸与権センター）の準備過程においても、色濃くみられている。

例えば2003年11月14日の第6回文化審議会著作権分科会法制問題小委員会での「貸与権の集中管理を行う管理センターに入っていない出版社等は、管理センターで決められたルールに拘束されるのか、また、管理センターは何らかの指導等を行うのか。」との質問に対し、出版社側代表委員は「(貸与権)管理センターに入っていない権利者は管理センターにおけるルールに拘束はされないし、指導することはできない。権利者の意思によるものと考えている。」と答えている。

同小委員会でのこの応答は、主要な出版者団体で構成できれば事足りるとする、旧来の思考が残ったものといわざるをえない。すべての著作権者が、法の平等のもとにその権利を公平に享受出来るという原則を基本にしているとは、少なくとも思われぬ。

貸与権は、これからの出発であるからこそ、日本複写権センターに見られた閉鎖性をクリアする努力が、当事者に必要であるとともに、文化庁の注意深い働きかけが肝要と思われる。

3 出版分野における著作権等管理事業者の意見の調整

現在、出版分野の著作権等管理事業者は、日本複写権センター、日本出版著作権協会、日本著作出版権管理システム、学術著作権協会の4団体が存在している。また、貸与権センターも近く設立されると認識している。

複写使用分野、貸与権利用分野、あるいは著作権全般と、性格は様々であるが、出版分野の著作権の今後を考える際、互いの意見交換が必要と思われる。

同時に、利用者の利便性をどう確保していくのか、著作権者並びに出版者の権利をどう保証していくのか、共通の問題が存在しているのであるから、当会を含む出版社団体などから広く意見を聴取し、適宜協議の場を創り出すことを、文化庁に要請するものである。